

自転車利用の現場観察  
—事故を起こしやすい状況を考える—  
第7回 右側通行する理由を探る

これは、(一財)日本交通安全教育普及協会発行「交通安全教育」2020年8月号に掲載された記事の概要を紹介するものである。筆者は(一財)日本自転車普及協会 学芸員 谷田貝一男氏である。図13は記事を元にSDAで作図し、他の図はすべて同記事から引用させていただいた。

1. はじめに

自転車は道路交法第2条11で「軽車両」、同条8で軽車両は「車両」と定められ、第18条で道路(第17条4により歩道と車道の区別のあるときは車道)の左側端に寄って通行しなければならないと定められている。

この法令に関して、「車道通行時は左側に寄って通行しなければならない」ということに対する「認知」と「遵守」に関する自転車利用者15,171人に対するアンケート調査結果がある。認知度は「知っている」89.3%、「知らない」10.7%、遵守度は「常に守っている」70.9%、「たまに守らないことがある」24.1%、「しばしば守らないことがある」5.0%で、認知度に対して遵守度が18.4ポイント低い。

自転車が第1当事者の交通事故件数が2018年は15,119件で、違反内容が通行区分の右側通行は218件1.4%である。この割合を10歳ごとの年代別に見ると、60歳以上の年代はいずれも1%未満であるのに対して50歳代以下の年代はいずれも1.6%~1.8%である。

この数字が示しているとおおり、さまざまな年代で右側通行する自転車が多く見られる。このような状況から、交通安全講習会を始め各種のポスターやチラシ、広報誌等で「自転車安全利用五則」を掲載して「車道は左側を通行」と訴えている。それでもなぜ自転車が右側通行をするのだろうか。右側通行をなくすための様々な活動を行う上で、右側通行をする理由を知り、右側通行が危険なときはどんなときかを説明する必要がある。今回は、筆者が交通安全講習参加者に質問したときの回答と、現場で観察した状況を基に考えてみる。

2. 自転車が右側通行をしている状況

(1) 左側・右側を意識していない

図1-1の自転車はほかに誰も通行していない道路の右側を直進している。道路の左側・右側という意識はなく、なんとなく右側を通行していると思われる。図1-2の自転車も左側通行という意識がなくしかも「自転車は左側通行」の看板の前を右側通行している。



図1-1 誰も通行していない道路を直進



図1-2 左側通行の看板の前を右側通行

## (2) 他の自転車が右側通行をしている

図2は自転車を除いた車両一方通行の道路で、2台の自転車が右側通行をしている状況である。歩行者の脇を右側通行している自転車は、前方の右側通行している自転車に従って通行すれば安全と考えられていると思われる。

## (3) 右側通行であると思っている

「自転車通行可の標識がある歩道では進行右側の歩道も通行できることから、歩道のない道路でも右側通行ができると思っていた」と交通安全講習会参加者との懇談の席で述べた人もいる。

また、自転車は歩行者と同じく右側通行であると認識している人もいる。図3は歩行者が左側通行をしているから、この自転車の人は右側通行が正しいと思っている可能性がある。



図2 前の自転車に従っていれば安全？



図3 自転車は右側通行だと思っている

## (4) 左側通行歩行者を追い越すため

駅が進行方向左側にある場合、特に朝の通勤・通学時間帯には左側通行をする歩行者が多数いる。このため、歩行者を追い越すときに右側通行をする自転車がある。

図4-1の自転車は、当初左側通行をしていたが、左側通行の歩行者を追い越すために右側に移動し、追い越した後も右側通行を続けた。

図4-2は、左側通行の歩行者が多いため、ほとんどの自転車は道路中央から右側を通行している。



図4-1・2 駅が進行方向左側にあると、朝の通勤時間帯には左側通行をする歩行者が多くなる

#### (5) 並進したとき

友達と2～3列に並んで通行すると様々な危険が生じるが、その一例として図5-1のように、1台が中央から右側を通行することが多くなる。図5-2では、3台が並んで歩道を通行することができないため、1台が歩道を、2台が車道右側を通行している。当人たちは右側通行という意識がないように思える。



図5-1・2 友達と2～3列に並んで通行すると、車道右側や右側歩道を通行したりする

#### (6) 右側歩道から車道に移動したとき

歩道通行条件を満たすときは、進行方向右側の歩道でも通行できるが、図6のように歩道を通行する歩行者が前方にいたり、歩行者が多くなったりすると、車道に移動する自転車がある。このときは**右側通行の法令違反**になるが、これを知らない人が多い。歩行者の間を通り抜けるよりも早く通行できるからという理由で法令違反であることを知りながらこれを行う人もいる。

#### (7) 道路が曲がっている

図7は左に曲がっている下り坂を右側通行している自転車である。このような進行方向左に曲線率が大きい道路では、左側通行をすると見通しが悪く、曲がった道路先から対向して進行してくる自動車や歩行者の通行状況が分かりにくいのにに対して、右側通行をすると見通しが良くなり、通行状況が分かりやすくなる。このため、法令違反認識の有無にかかわらず右側通行をする自転車がある。



図6 歩道通行から車道右側通行へ



図7 左側だと見通しが悪いので右側通行

#### (8) T字路交差点で一時停止しなくて済むため

図 8-1・2 は正面左側だけ交差する信号機のないT字路交差点である。左側道路の通行状況を見通せないにもかかわらず交差点に進入してくる自動車が多く、一時停止しないで自動車との衝突を避けるために自転車が右側通行をしている。



図 8-1・2 左側道路から自動車が交差点に出てくることが多いため、右側通行をする

図 9 は正面右側だけ交差する信号機のあるT字路交差点である。この交差点を写真の手前に向かって左側通行をすると、赤信号のときは一時停止することになる。このため、赤信号のときでも一時停止しないで通行できるという理由で右側通行する自転車もある。

#### (9) 右折するため

信号機のない 10 箇所の交差点を通過した自転車 1,545 台を対象にした**車道左側通行率**が、直進時 90.5%、左折時 98.1%に対して右折時 26.7%という調査結果がある。この結果から、右折するときは右側通行をしながら交差点に接近する自転車が極めて多いことが分かる。

図 10 は 2 台の自転車がいずれも右側通行しながら右折している。



図 9 一時停止をしないために右側通行



図 10 右折するために右側通行

図 11 (次頁) は住宅地の中の幅員が 6m の道路で、右側通行をしている 1 台の自転車のほかに通行している歩行者、自転車、自動車はいない。この自転車は交差点の約 300m 手前から右側通行をした後に右折している。

なぜ右側通行をしながら右折するのか、交通安全講習会参加者に質問すると、「短距離で早く進める

から」「左側通行をしながら交差点に入るとき周囲確認や、右折直前に対向から自動車接近してくる時の一時停止が面倒である」「交差点内での衝突・接触の危険性が高い」という意見があった。



図 11-1・2 交差点を右折するため約 300m 手前から右側通行をしている

このほか、図 12 のように信号機のある交差点では「赤信号でも一時停止しないで右折できるから」「法令で赤信号でも右折するときは、右側通行をすれば一時停止しなくてよい」という考えから、右側通行をしながら右折する自転車もいる。また、図 13 のように、左側通行で交差点に来たとき、正面信号機が赤信号のため右折してそのまま右側通行をし、あるいは途中で斜め横断をして左側に移動する自転車もある。



図 12 赤信号でも右側通行で右折

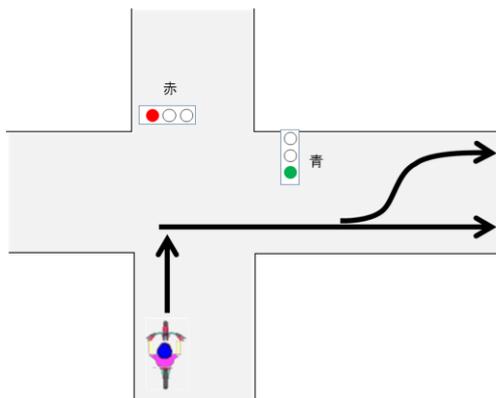


図 13 正面が赤信号のときの行動

#### (10) 目的地が右側にある

図 14 で 2 台の自転車が右側通行をしているのは、この写真の 5m 先の右側にある駐輪場に行くためである。

このように進行方向の右側に自宅、商店、勤務先、幼稚園・保育園、駐輪場、駅、学校などがあるときは、右側通行をする自転車が多く見られる。



図 14 右側の駐輪場に行くために右側通行

### (11) 左は自動車の渋滞で右は通行がない

車道左車線は赤信号で一時停止している自動車が列をなし、その車列の左端は自転車の通行が困難な幅員の道路で、図 15 のように車道右車線は通行する自動車が皆無のとき、早く通行できるという意識から右側通行をする自転車がある。

### (12) 対向する自転車や自動車の様子が分かる

自転車は歩行者と同様に右側通行をすると、左側通行よりも安心して通行できると考えている人がいる。その理由は、左側通行をしていると「後方から接近してくる自転車や自動車が、車幅を十分に取らないで追い越しをするときに危険を感じることもある」「追突された経験がある」という。

これに対して右側通行をしていると、図 16 のように「対向から接近してくる自転車や自動車と互いの通行位置が分かるので、車幅を広く取って交錯することが可能となり、時には自ら右端に避けたり一時停止したりして、危険を回避できる」という意見がある。



図 15 車道右車線は通行する車なし



図 16 対向車の様子がよく分かる

## 3. 右側通行をする理由を探った結果

右側通行をする様々な理由を大別すると、次の 3 項目になる。

- 自転車は左側通行であることを知らなかった。
- 左側・右側を意識しないで通行している。
- 自転車は左側通行であることを知っているにもかかわらず、自己の都合で右側通行をしている。

知らなかったのであれば、改めて自転車安全利用五則や法令を提示して説明をすることから始めるが、その他の二つの理由で右側通行をする人に対しては、右側通行をしたときの危険性を提示して説明し、理解してもらう必要がある。これに関しては次回紹介する。

以上